

鏡石町男女共同参画プラン

地域で支えあう

人にやさしいまち

かがみいし

～男女共同参画の地域づくり～

令和2年10月

鏡 石 町

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2

第2章 計画の概要

1. 計画の基本理念	6
2. 計画の基本目標	6
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	7

第3章 施策の体系

施策の体系	8
-------	---

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての町民の人権が尊重され、人にやさしい社会の推進	9
基本目標2 地域で支えあいながら、仕事と生活の調和がとれる環境の整備	11
基本目標3 あらゆる分野での女性活躍の推進	13
基本目標4 女性の視点を取り入れた防災と復興の推進	15
基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	17

第5章 計画の推進

1. 計画推進のための役割	22
2. 計画の推進管理	23

第 1 章

計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、日本国憲法にうたわれている個人の尊厳、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女があらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として敬意が払われる社会です。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が施行され、法に基づき、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされました。

共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会状況の変化により男女共同参画を取り巻く課題も多様化してきている中で、男女共同参画社会を実現するための基本理念及び国、地方自治体、国民の役割が示されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の適用範囲の拡大や政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意による「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」策定など、新たな課題への取り組みが次々と進められ、女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成28年4月に制定されました。

このような動きを踏まえ、当町においても、誰もが互いに人権を尊重し合い、地域で支え合いながら、人にやさしく自分らしい生き方ができるための男女共同参画社会の推進に向けた「鏡石町男女共同参画プラン」を策定するものです。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

1975年（昭和50年）、国連はこの年を「世界婦人年」と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く十年間を「国連婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年（昭和55年）には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式を行いました。この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年（昭和60年）に批准しました。

1985年（昭和60年）の「国際婦人の十年世界会議」における「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」の採択等を経て、1995年（平成7年）に「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000年（平成12年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動要領」を採択しました。

2000年（平成12年）には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年（平成17年）までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年（平成17年）、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2011年（平成23年）、「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」が欧州議会にて採択され、2014年（平成26年）に施行されました。

2012年（平成24年）、国連婦人の地位委員会において、東日本大震災の経験や教訓を各国と共有し、女性に配慮した災害への取組みを促進するための「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を採択しました。

(2) 国の動き

日本政府は、1975年（昭和50年）に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年（昭和52年）に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年（昭和55年）に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため、法制度等諸条件の整備を進め、同条約を1985年（昭和60年）に批准しました。

1987年（昭和62年）には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1996年（平成8年）、政府は国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、男女共同参画審議会からの答申である「男女共同参画ビジョン」を踏まえたもので、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応するものです。

1999年（平成11年）、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が法律に明記されました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。

2001年（平成13年）、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

2005年（平成17年）、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定しました。

2007年（平成19年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、2012年（平成24年）には「女性の活躍推進による経済活性化行動計画」が策定され、男女共同参画を推進するための様々な法律が整備され、2013年（平成25年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」と「ストーカー規正法」が改正されました。

2015年（平成27年）、女性の社会参画のための法整備として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

(3) 福島県の動き

福島県では、世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年）に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年（昭和58年）に「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1988年（昭和63年）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行い、1991年（平成3年）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

1994年（平成6年）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

2001年（平成13年）、本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、ジェンダーにとらわれない視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年（平成13年）、「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年（平成14年）、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「男女共同参画推進条例」を制定しました。

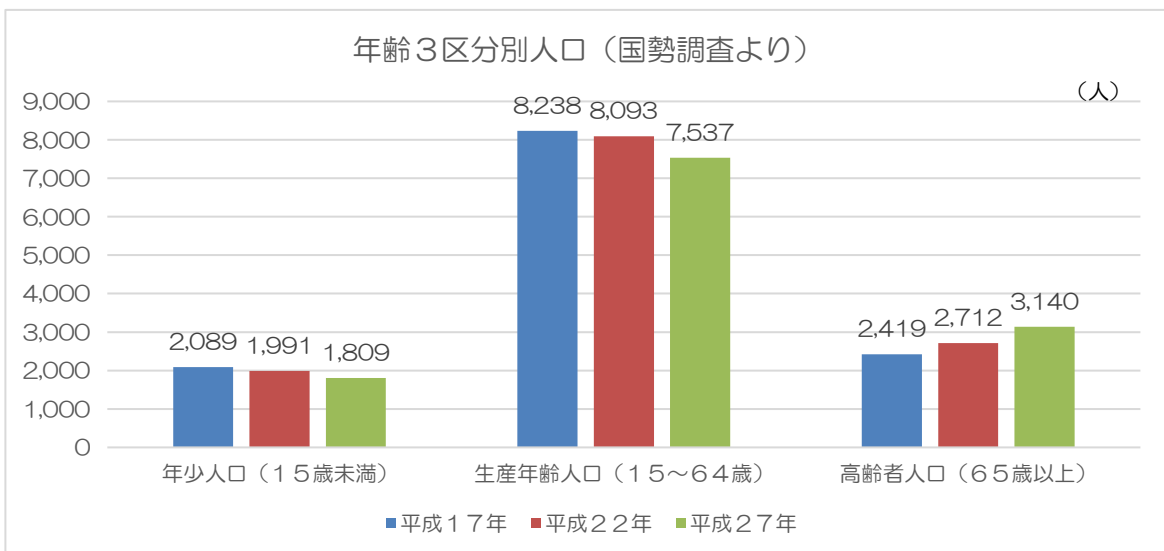
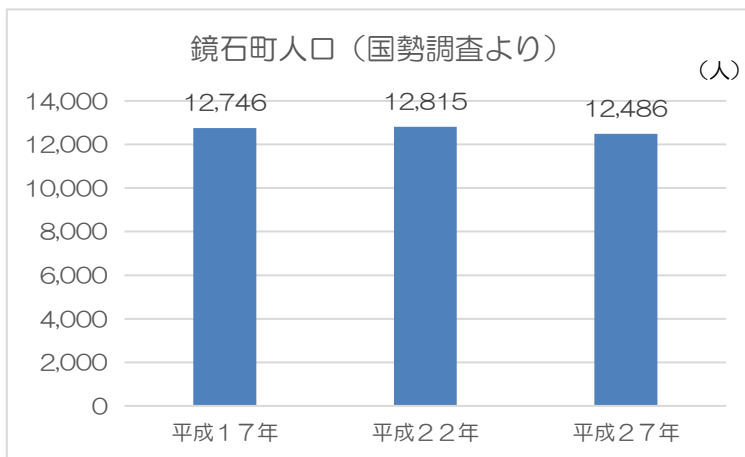
2006年（平成18年）、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置し、「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂し、少子高齢化の進行、経済の長期低迷、ドメスティック・バイオレンス等男女間の暴力問題の顕在化といった社会経済情勢の変化に対応した施策を展開することとしました。

2013年（平成24年）、「ふくしま男女共同参画プラン」について、東日本大震災及び東京電力第1原子力発電所事故の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画の推進が必要であるとして一部改定されました。また、人権男女共生課と青少年育成室を統合し、青少年・男女共生課が設置されました。

2017年（平成29年）、「ふくしま創生総合戦略」や国の「第4次男女共同参画基本計画」「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、県の復興と地方創生を成し遂げるためには女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要であることから、「ふくしま男女共同参画プラン」が改訂されました。

(4) 鏡石町の動き

当町の人口は、平成27年度国勢調査の結果では12,486人であり、人口減少の傾向が鮮明となる中、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、人口をめぐる課題への対応が急務となっています。今後更なる人口減少、少子高齢化が見込まれる中、女性が家事や育児、介護を担うことが多く、女性の産後の職場復帰の推進、男性を含めた働き過ぎの防止や育児休暇の取得、ライフ・バランス・ワークの推進が求められています。鏡石町では、これまで男女共同参画計画の策定に至りませんでした。しかし、「鏡石町第5次総合計画」において、女性に対する不当な差別や、性別による分け隔てがなく、誰もが様々な場面で生き生きと活躍できる男女共同参画社会をつくることが求められています。平成28年3月には、「鏡石町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、女性が働きやすい職場環境の整備に努めています。また、国の女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のため、一生涯の健康支援と、安心して生活できる環境の整備を施策に盛り込み、女性が男性と同等の立場で活躍できる社会となるよう、本計画を策定します。



第 2 章

計画の概要

1. 計画の基本理念

地域で支えあう 人にやさしいまち かがみいし

～男女共同参画の地域づくり～

2. 計画の基本目標

- 1 すべての町民の人権が尊重され、人にやさしい社会の推進
- 2 地域で支えあいながら、仕事と生活の調和がとれる環境の整備
- 3 あらゆる分野での女性活躍の推進
- 4 女性の視点を取り入れた防災と復興の推進
- 5 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

3. 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく「市町村推進計画」と位置づけます。また、鏡石町第5次総合計画をはじめ、各種計画との整合性を図りながら計画を策定します。

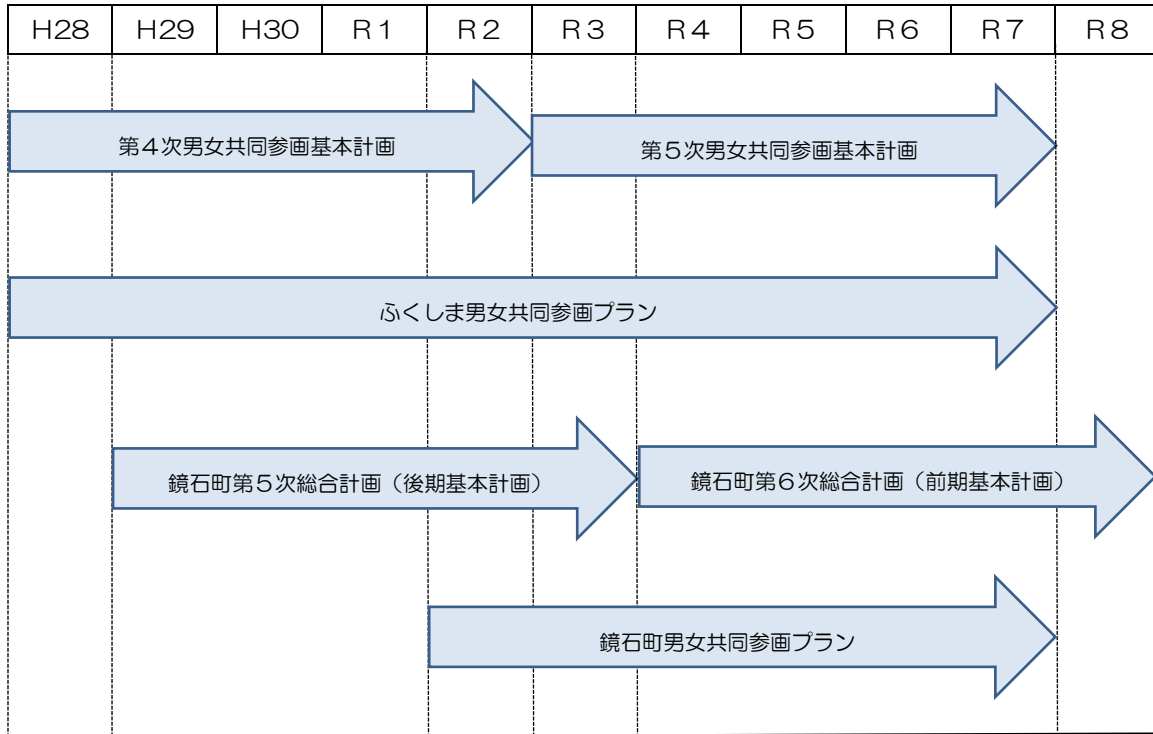
【男女共同参画社会基本法】

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

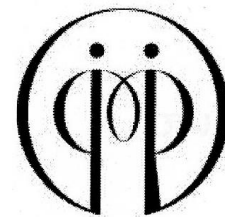
4. 計画の期間

この計画の期間は、国及び県の計画に合わせ令和2年度から令和7年度までとしますが、社会情勢の変化や、国・県及び各関連計画の変更に応じて見直しを行います。



男女共同参画シンボルマークについて

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、内閣府はシンボルマークを作成しました。男女が手を取りあっている様子をモチーフにし、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



第 3 章

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
～男女共同参画の地域づくり～ 地域で支えあう 人にやさしいまち かがみいし	1 すべての町民の人権が尊重され、人にやさしい社会の推進	① 男女が平等であり、すべての町民の人権が尊重される意識づくり ② 男女共同参画社会実現のための教育の推進 ③ 多様性を尊重し、誰もが安心して生活できるための支援
	2 地域で支えあいながら、仕事と生活の調和がとれる環境の整備	① ライフ・ワーク・バランスの推進 ② 男女が多様な生き方を安心して選択できるための支援
	3 あらゆる分野での女性活躍の推進	① 女性の活躍推進のための環境の整備 ② 女性活躍の視点に立った制度の整備 ③ 意思決定過程における女性の参画の推進
	4 女性の視点を取り入れた防災と復興の推進	① 女性の参画による防災のまちづくり ② 女性の参画による復興のまちづくり
	5 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援	① 男女間のあらゆる暴力の根絶 ② 生涯を通じた男女の健康支援

第 4 章

施策の展開

基本目標 1 すべての町民の人権が尊重され、人にやさしい社会の推進

男女共同参画社会の実現には、男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として共に認め合い、支え合い、責任を担い合っていくことが重要です。

すべての町民が、自らの意思で個性や能力を生かすことができ、人権を尊重される社会形成のため、広く啓発活動を推進するとともに、学童期からの学校教育を通して理解を促すことも必要となります。男女共同参画の意識づくりを推進し、誰もがジェンダー*や年齢等にとらわれず、個性を生かし、自分らしい生き方ができる男女共同参画の視点に立った人にやさしいまちづくりを目指します。

*ジェンダーとは

生まれる前に決定される生物学的な違いに対し、社会的文化的に作り上げられた性差観念

施策の方向

(1) 男女が平等であり、すべての町民の人権が尊重される意識づくり

男女が社会や家庭において平等であることは、人権の尊重にもつながります。男女共同参画意識の普及・啓発活動をとおり、互いの人権を尊重し合い、誰もが自分らしい生き方ができる意識づくりのために、情報提供やイベント等においての人権啓発活動を推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・町広報紙やホームページ等における人権啓発に関する情報提供・イベントや地域活動における啓発活動

(2) 男女共同参画社会実現のための教育の推進

将来を担う子どもたちが自分を大切に思い、ジェンダー等にとらわれることなく他者を認め合い、男女共同参画の意識を育てるために、人格が形成される学童期において人権に関する事業を展開します。また、生涯学習活動を通じて、子どもから大人まであらゆる年齢層に対して男女共同参画を意識した学習の場を設け、様々な分野で個性と能力が発揮できる社会を目指した教育の推進を図ります。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画実践事業	<ul style="list-style-type: none">・小中学校において、町人権擁護委員や専門講師による人権教室の開催・人権作文コンクールへの応募・人権ミニレターの配布及び相談
社会教育推進事業	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習講座、出前講座等において様々な年代への教育

(3) 多様性を尊重し、誰もが安心して生活できるための支援

障がいの有無や年齢等、個々の多様性を社会全体で理解し尊重することが必要です。誰もが安心して生活ができ、多様性を尊重した生き方ができるよう、障がい者に対する理解の促進と支援に努め、高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防事業や、要介護者へのサービス事業を行います。また、ひとり親家庭により生活に困窮している世帯への自立支援事業等を行うことにより、個々の多様性に対する差別や偏見のない人にやさしいまちづくりを推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
障がい者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・障がい者支援法に基づく福祉サービス事業
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の生活支援ための事業
介護保険・介護予防事業	<ul style="list-style-type: none">・要介護者に対する支援・介護状態を予防するための相談や事業の開催
児童虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none">・子どもの虐待防止と早期発見のための情報交換や児童家庭相談員による相談
ひとり親家庭自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対して医療費の補助

基本目標 2 地域で支えあいながら、仕事と生活の調和 がとれる環境の整備

家事や育児、介護などは、家族全員の協力により担うべきですが、女性がそのほとんどを担うことが多く、家庭生活と仕事の両立は男性より難しい立場にあります。地域や夫婦・家族が協力し、支えあうことにより、そうした立場の女性でも個性と能力を発揮でき、家庭や仕事、社会活動などの男女のライフ・ワーク・バランスの実現に向けた支援を推進します。

施策の方向

(1) ライフ・ワーク・バランスの推進

男女共同参画社会実現のためには、地域や家族、職場等の理解と協力が必要不可欠です。しかし、男性は家事に不慣れ等の状況や、男性の長時間労働や転勤による仕事中心の生活スタイルにより、女性が家庭と仕事を両立できる就業継続が困難な場合があります。男女の家庭や仕事への意識を変革し、男女が対等な立場で相互に理解し合い、女性の子育ての負担を減らし、地域の協力も得ながら仕事と生活の調和をとれるよう、様々なイベントに参加できる社会を目指した啓発活動や、情報提供を推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・町広報紙やホームページ等へのライフ・ワーク・バランスに関する記事の掲載・企業等への男女雇用均等法や育児・介護休暇法・働き方改革関連法等の関係法令の周知・イベントや地域におけるライフ・ワーク・バランスに関する啓発活動

(2) 男女が多様な生き方を安心して選択できるための支援

固定的役割分担意識や性差に対する偏見、今までの社会制度や慣行等により、女性は妊娠や出産を機に離職することも多く、また、少子高齢化が進む中で女性が介護を担う現状にあり、女性の就業継続や社会参画が困難な状況になってきています。男性も女性も同等の立場で、生涯にわたり自分らしい生き方を選択できるための支援や講座の開催等を充実させます。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> • 妊娠から子育てに関する相談や教室開催 • 新生児等訪問指導、養育支援指導
つどいの広場事業	<ul style="list-style-type: none"> • 未就園児の親子の交流や相談の場などの提供
保育所運営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> • 共働きにより保育にかける児童に対して保育の実施に対する支援
預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> • 町立幼稚園、認定こども園等における預かり保育の実施
児童館・放課後児童クラブ事業	<ul style="list-style-type: none"> • 児童ふれあい交流館、第一小学校、第二小学校における放課後児童クラブの運営
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> • 健康セミナー等の健康教育事業 • 地区組織による健康増進活動への支援
社会教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> • 生涯学習活動として、あらゆる年代に応じた講座の開催 • 家庭教育学級の開催
在宅高齢者への福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の在宅福祉関連の支援（介護用品支給、緊急通報システム整備、緊急ショートステイなど）
介護保険及び介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> • 介護保険事業計画の策定と給付 • 介護状態となることを予防するための相談事業や運動支援事業など
高齢者生きがい対策事業	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者の生涯学習活動の機会の提供
男女共同参画実践事業	<ul style="list-style-type: none"> • あらゆる年代に対し、総合相談員、民生児童委員、人権擁護委員等による心配ごと相談事業

基本目標3 あらゆる分野での女性活躍の推進

すべての女性が生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、あらゆる場面において活躍できることを重要と考え、国は、平成28年に女性活躍推進法を策定しました。女性の家事や育児・介護を担う負担が大きくなるなど、家庭以外での女性の活躍が困難になっている状況を社会全体で支援し女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立でき、暮らしやすい社会の実現につながります。女性自らが意欲を高め能力が発揮できるよう人材育成に取り組むとともに、あらゆる分野における男女共同参画の拡大を目指します。

施策の方向

(1) 女性の活躍推進のための環境の整備

女性活躍にはその前提として、男女が共に仕事と家庭を両立できる環境の整備が重要です。人口減少社会にある中で、「女性の力」の発揮が不可欠であり、女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、柔軟な働き方を推進し、その能力と意欲を生かせるよう企業・事業所・団体等に女性活躍のための情報提供を行い、女性が活躍できる環境を整備します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 町広報紙やホームページ等への女性活躍推進法に関する記事の掲載・ 企業・事業所などへ女性活躍推進法等、関連法令に関する情報提供

(2) 女性活躍の視点に立った制度の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働く女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点に立った制度等の整備を推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
鏡石町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員における育児休暇・介護休暇制度の取得促進 ・フレックスタイムやテレワーク等、柔軟な就業形態の普及 ・職場におけるハラスメント防止対策の推進
男女共同参画実践事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票やマイナンバーカード、印鑑証明への旧姓併記

(3) 意思決定過程における女性の参画の推進

施策や方針を決定する場で、男女の意見が等しく反映されるよう、様々な分野における意思決定過程への女性の参画を目指します。公的委員や地区役員、PTAなど女性登用を積極的に推進し、女性自身が意識を高め、責任を果たせる女性人材を育成できるよう学習の機会を設けます。仕事と家庭を両立して、自己が持つ能力を発揮して働きたいと思う女性を支援します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画実践事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や各委員における女性委員の登用推進
地域リーダー発掘・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の地域リーダーの発掘と育成のための情報提供など ・地域出前講座や生涯学習活動を通じての女性人材の育成

基本目標 4 女性の視点を取り入れた防災と復興の推進

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著に現れることも多く、地域で命を守るために平常時からの男女共同参画が必要となります。令和2年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が国から示されました。

自主防災組織における女性の参画や、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮し、避難生活における女性の視点からの人権尊重や安全の確保、復興事業への女性の参画等を推進します。

施策の方向

(1) 女性の参画による防災のまちづくり

女性は日頃から育児・介護を担う立場にあることが多く、生活弱者を理解した視点での意見を、今後の防災や災害時の避難所運営等に取り入れて行くことが必要です。また、被災時の不安やストレスが女性や子供、障がい者に対する暴力を誘発することも懸念されています。地域防災計画や災害時における避難所運営等に女性が参画することで、様々な年齢や性別等における備えやニーズを把握し、命を守る体制の強化につなげます。普段の防災活動が命を守ることにつながることから、自主防災組織への女性の参画を促進し、地域で男女が協力し合う防災のまちづくりを推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
地域の防災体制整備事業	<ul style="list-style-type: none">女性消防団員活動の充実・強化女性消防団員による防災活動の推進防災に係る政策・方針決定過程への女性委員の登用推進防災分野で活躍できる女性の人材育成女性の意見を反映した多様なニーズへ対応した物資の備蓄

(2) 女性の参画による復興のまちづくり

復興と地域創生の過程で男女共同参画の視点に立ち、女性の多様な意見を反映した取り組みを進めるとともに、復興の担い手としての女性の活躍を推進します。

復興のまちづくりに女性が参画することで、仮設住宅生活における女性ならではの不安の解消や、子育て世代の母親も便利に利用できる場の提供、子どもと楽しめるイベントの企画など、地域に密着した視線での意見が反映できます。復興のまちづくりは町民参加により進めていくことが重要です。町民が家庭や地域活動、職場等で復興への積極的な取組に参加できるよう支援します。あわせて、県外へ避難している女性、育児中の母親とその家族などが不安を解消し、町内へ戻るための相談体制の充実や情報提供なども行っていきます。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
復興事業	<ul style="list-style-type: none">・復興会議等への女性委員の登用推進・地域活動団体への女性委員の登用推進・避難している世帯への生活再建支援等の情報提供

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

男女が互いに理解し合い、人権を尊重し、思いやりを持って生活していくことは、男女共同参画社会を形成するために重要なことです。他人に対する暴力は基本的人権の侵害であり、暴力根絶に取り組むことにより誰もが安心して生活することができます。また、女性は妊娠・出産・更年期疾患等の可能性もあるため、男女が一生涯にわたり健康で暮らせるようライフステージに合わせた様々な事業を展開します。

施策の方向

(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

他人に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であり、暴力は犯罪であることの認識を広め、あらゆる暴力も許さない社会の実現を目指します。近年、SNS等の広がりに伴い、これを利用した相手からの暴力や性犯罪等も多様化しています。また、女性は交際相手や配偶者から性暴力に合うリスクが男性より高く、様々な被害を予防するための予防啓発事業や、暴力が深刻化する前に関係機関と連携して相談できる体制の強化に努めます。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
男女共同参画実践事業	<ul style="list-style-type: none">・ 町広報紙等へのDVに関する記事の掲載・ 小中学校における人権教室の開催・ イベントにおけるDV防止に関する啓発活動・ 心配ごと相談や人権相談における相談事業・ 小中学校における人権ミニレターの配布と相談・ DVに関する相談事業・ 警察、保健福祉事務所等関係機関との連携

ドメスティック・バイオレンス（DV）について

- 身体的なもの** 殴ったり蹴ったりするなど、直接体に行使するもの。
- 精神的なもの** 心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力はPTSD（心的外傷後ストレス障害）に至ることもあります。
- 性的なもの** 嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、無理にポルノビデオ・雑誌を見せるなど。
- 経済的なもの** 生活費を渡さない、もしくは仕事を制限や辞めさせる、自分は働かず一方にのみ労働を強制するなど。

※暴力はこれらの何種類かが重なって起こることもあります。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークについて

内閣府では、女性に対する暴力問題に対する認識を更に深めていくため、シンボルマークを制定されました。女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



(2) 生涯を通じた男女の健康支援

誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。生活習慣病をはじめ、女性は特に心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期など人生の各段階に応じて大きく変化するため、長期的に健康支援が必要となります。また、乳がん・子宮がんなど女性特有の疾病予防の啓発事業や健（検）診・相談事業を推進し、健康保持・増進を図ります。

ライフステージ別の支援

幼少期・思春期

学校・行政・地域・家庭が連携し、低体重（やせ過ぎ）や肥満、喫煙などのリスクファクターに留意した教育を行い、女性の生涯を見通した健康な体づくりを推進します。

思春期においては、体に対する関心が高まりますが、体の発達に比べ精神の未熟や知識不足であることから、望まない妊娠や性感染症に関する正しい知識に基づいた教育を推進し、予防について適切な判断ができるよう相談指導の充実を図ります。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児健診における相談事業・新生児等訪問事業・子育て支援に関する事業・むし歯予防教室の開催
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none">・保育所・幼稚園・学校における健康教室の開催・薬物乱用防止の啓発活動・たばこや受動喫煙に関する教育の推進・性に関する教育の推進
感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none">・各種の予防接種の実施（集団接種・個別接種）・新型インフルエンザ等の感染症に関する情報提供

活動期・出産期

女性と男性では異なる健康上の問題に直面することもあることから、性差に応じた対応が必要となります。女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診の重要性を啓発し受診率向上を図り、予防に努めます。妊娠・出産・育児は女性の健康にとって大きな節目であり、妊娠から出産までの一貫した支援が必要となりますが、不妊に悩む方を支援するための相談事業や、出産後の様々な不安を抱えている方へのサポート事業としての産後ケア事業等も実施します。地域で安心して産み育てることができるよう、事業を展開し継続的な支援を推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療に係る相談体制の充実 ・妊婦健診における相談事業 ・産後ケア事業 ・乳幼児健診事業
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診事業（総合健診・女性検診）、特定保健指導の啓発と実施 ・健康セミナー等の健康教育事業
国民健康保険財政の安定のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診事業（総合健診・女性検診）、特定保健指導の啓発と実施 ・各種保険事業の実施
感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の予防接種の実施（個別接種） ・新型インフルエンザ等の感染症に関する情報提供

更年期

性ホルモンの低下や社会的要因の影響により、心身に複雑な症状が発生しやすくなります。また、更年期以降に発生する疾患の予防が重要で効果的な年代であるため、更年期の健康問題、不定愁訴、疾患に総合的に対応した相談体制を充実させます。検診受診率向上を働きかけ、生活習慣病の予防に取り組みます。心身の不調が、就業や社会生活の質を低下させ、抑うつ状態になることもあるので相談体制の構築をします。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診事業（総合健診・女性検診）、特定保健指導の啓発と実施 ・健康セミナーなどの健康教育事業 ・健康相談と訪問指導 ・自殺対策事業
国民健康保険財政の安定のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健（検）診事業（総合健診・女性検診）、特定保健指導の啓発と実施 ・各種保険事業の実施
感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の予防接種の実施（個別接種） ・新型インフルエンザ等の感染症に関する情報提供

老年期

老年期は、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下により、支援が必要な状態になることが多く、また、配偶者を失うなどの孤独により、抑うつ状態に陥ることもあります。認知症機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上により、心身の健康寿命の延伸を目指します。今後ますます進展が予想される高齢化社会の中で、生活の質を向上させ、心も体も健康に過ごすための事業を推進します。

◆主要な事業

事業名称	事業の概要
健康増進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者健診・がん検診の啓発と実施 ・健康セミナー等の健康教育事業 ・健康相談と訪問指導 ・自殺対策事業 ・健幸食生活応援事業
国民健康保険財政の安定のための事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種保険事業の実施
感染症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の予防接種の実施（個別接種） ・新型インフルエンザ等の感染症に関する情報提供
介護保険及び介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画の策定と給付 ・介護状態となることを予防するための相談事業や運動支援事業

第 5 章

計画の推進

計画推進のための役割

計画推進のための役割を明確にし、それぞれの立場で男女共同参画社会の実現に向け推進していきます。

(1) 町民の役割

家庭や仕事、あらゆる場面において男女共同参画の意識を持ち、男女が責任ある行動をします。家事・育児・介護など協力し、基本的人権の侵害となる暴力根絶に取り組み、互いを尊重しながら自分らしい生き方ができる社会を目指します。

(2) 町の役割

職員一人ひとりが、男女共同参画の重要性を認識し、意識向上を図ります。町民や企業等に意識啓発の情報を提供し、関係各課や県、国の行政機関と緊密な調整と連携を図り、施策の充実に努めます。様々な支援事業を展開するとともに、育児・介護休暇の取得など庁舎内でも率先して男女共同参画を推進します。

(3) 各団体・企業等の役割

各団体の委員に女性を積極的に登用し、企業や事業所等では男女雇用機会均等法など、労働に関する法律を守り、女性も男性も育児・介護休暇が取得しやすい環境を作ります。ライフ・ワーク・バランスの推進に努め、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に努めます

計画の推進管理

男女共同参画社会を実現するためには、町民、各団体、行政、民間企業など地域社会が一体となって共通認識のもとに取り組んでいくことが大切です。また、男女共同参画施策は広範多岐にわたるため、総合的視点で連携を図る必要があります。本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民や企業等との連携を図るとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の啓発活動を推進し、共同体制の構築を図ります。

また、鏡石町男女共同参画計画策定本部において推進状況を定期的に把握し、評価することで、この計画の基本理念の実現を目指します。